

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月2日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第42号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別の理由がある場合の特例)</p> <p>第13条の2 工場又は大規模データセンターを設置する場合において、知事は特別の理由があると認めるときは、<u>第4条第1号若しくは第3号イ</u>、第12条又は前条第1項の規定にかかわらず、指定の要件、助成金の額の算定又は助成金の限度額について別に定めることができる。</p>	<p>(特別の理由がある場合の特例)</p> <p>第13条の2 工場を設置する場合において、知事は特別の理由があると認めるときは、第4条第1号、第12条又は前条第1項の規定にかかわらず、指定の要件、助成金の額の算定又は助成金の限度額について別に定めることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。